



自転車の交通ルールを守りましょう。



【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上、「軽車両」です。自動車と同じ車両ですので、歩道と車道の区分のあるところでは、自転車は車道を通行するのが原則です。



2 車道は左側を通行

軽車両である自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は車両ですが、例外的に歩道を通行することができる場合があります。しかし、歩道上ではあくまで歩行者優先です。

自転車歩道通行可の道路標識がある場合

- 歩道に「自転車歩道通行可」の道路標識がある場合
- 幼児・児童（13歳未満）や高齢者（70歳以上）、身体の不自由な人が運転している場合
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合



自転車専用通行帯

4 安全ルール・マナーを守る

- ◎ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ◎ 夜間はライトを点灯・反射材着装
- ◎ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ◎ 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用・傘さし運転の禁止



歩道自転車通行可の標識



5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

自転車事故による死者の損傷部位の半分以上が頭部です。被害軽減のためヘルメット着用を努めましょう。